

一般社団法人日本活断層学会役員選挙規程

2017年5月23日総会決定

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人日本活断層学会定款第14条により、理事・監事の選挙運営を規定する。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 選挙権・被選挙権の確認
- (3) 理事の分野別定数の確認
- (4) 投票および開票、有効投票の認定
- (5) 当選の確認と発表
- (6) その他選挙管理に必要な事項

(選挙管理委員長)

第3条 選挙管理委員長は理事の中から会長が指名する。委員長以外の選挙管理委員3名は会長が委嘱する。

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権・被選挙権は定款の定めによる。

(選挙の実施時期)

第5条 選挙管理委員会は、本会役員任期終了までに選挙を実施し、当選者を確定しなければならない。

(理事選出方法)

第6条 理事の選出は次の方法による。

- (1) 「地形・地質」、「地震・強震動・地球物理」、「土木・建築」、「防災・一般」の4分野ごとに、定数を設けて合計10名程度を選出し、その他2名を分野にかかわらず選出する。
- (2) 分野別定数は以下の通りとする。構成比 10%未満：1名、10%以上 20%未満：2名、20%以上 30%未満：3名、30%以上 40%未満：4名、40%以上 60%未満：5名、60%

以上 70%未満：6名、70%以上 80%未満：7名、80%以上 90%未満：8名、90%以上：9名。

- (3) 会員は、すべての分野について各分野別定数を上限として定員数分連記、無記名投票を行うものとする。
- (4) 各分野の定数を得票上位者から選出する。
- (5) その他2名は上記選挙で定数外となった者から得票上位順に選出する。
- (6) 得票同数の場合は年少者とする。

(監事選出方法)

第7条 監事の選出は次の方法による。

- (1) 監事選挙は、2名連記無記名投票により選出する。
- (2) 得票数の多い順に上位2名を選ぶ。
- (3) 得票同数の場合は年長者とする。

(意向調査)

第8条 理事の選出に伴って、会長候補の意向調査を実施する。

(意向調査方法)

第9条 会長候補の意向調査は以下の方法による。

- (1) 意向調査においては、理事会が会長候補者を3名立てる。
- (2) 意向調査においては、会長候補者以外の正会員に投票することもできる。
- (3) 得票同数の場合は年長者を優先する。

(重複当選時の扱い)

第10条 複数の役職に重複当選した場合は、監事選挙結果、理事選挙結果の順に、当選を有効とする。

(辞退に伴う繰り上げ)

第11条 当選者が辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

(改定)

第12条 この規程の改定及び廃止は総会の決議を得なければならない。

(附則)

この規程は2017年5月23日から実施する。

一般社団法人日本活断層学会役員選挙細則

2017年4月22日理事会決定

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本活断層学会（以下「本会」という。）定款第14条により、本会役員選挙に関し、本会役員選挙規程（以下「選挙規程」という。）に定めのない事項について規定する。

(選挙の実施時期)

第2条 投票用紙発送日および投票締め切り日時は、選挙管理委員会がその都度定める。投票用紙発送をもって投票開始とする。

2 開票日時は投票締め切り日から1週間以内とし、選挙管理委員会がその都度定める。

(選挙用番号)

第3条 選挙管理委員会は、選挙毎に、全正会員にそれぞれ選挙用番号を付与する。

2 選挙用番号は、投票用紙送付時に全正会員に通知する。

(投票用紙及び被選挙人名簿の送付)

第4条 投票用紙の書式は、別紙1に定める。なお、理事の選挙用番号の記載欄の数は役員選挙規程第6条（2）に定める分野別定数に従い増減する。

2 選挙管理委員会は、選挙用番号が記載された被選挙人名簿を作成し、投票用紙及び郵送封筒とともに正会員に送付する。

(投票)

第5条 投票は、投票用紙に投票する被選挙人の選挙用番号を記入し、郵送封筒に入れて、郵送封筒に記載された場所に、郵送もしくは持参することにより行う。

2 郵送封筒には選挙人の氏名と選挙用番号を自署する。

(開票)

第6条 開票作業は、選挙管理委員会が行う。正会員は、これに立ち合うことができる。

2 選挙の開票結果は、確定後すみやかに、ニュースレターその他の適切な手段をもって、会員に通知する。

(無効票)

第7条 以下の投票は無効とする。

- (1) 投票締め切り日時を過ぎて到着したもの。
- (2) 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの。

(3) 郵送用の封筒に、選挙人の氏名及び選挙用番号が記載されていないもの。

(4) 郵送用の封筒に、複数枚の投票用紙が封入されているもの。

(5) 投票用紙に、規定された数を超えて選挙用番号を記載したもの。

(6) 投票用紙に、選挙用番号の他、他事を記載したもの。

2 被選挙人名簿に記載された選挙用番号以外の番号を記載したもの（分野別理事の欄においては当該分野以外の分野の選挙用番号を記載したものを含む）、及び記載された選挙用番号が判読できないものは、当該記載に限り無効とする。

3 監事もしくは分野別理事の選挙用番号欄に、同一の選挙用番号が2つ以上記載された場合は、前2項の規定により無効とされない限りにおいて、その1つを有効とする。

4 監事及び分野別理事について、全ての選挙用番号欄が有効な選挙用番号で埋められていない場合は、第1項及び第2項の規定により無効とされない限りにおいて、記載された選挙用番号を有効とする。

第8条 この細則の改定および廃止は、理事会の決議を得なければならない。

附則

この細則は2017年4月22日から施行する。